

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について

次の付議案を提出する。

平成22年 7月22日

奈良県都市計画審議会会長

都計第18号の3

平成22年 7月14日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更(奈良県決定)

都市計画道路中3・2・2号大和郡山川西三宅線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・2	やまとこおりやまかわにしみやけせん 大和郡山川西三宅線	やまとこおりやまし 大和郡山市 ぬかたべみなみちよ 額田部南町	みやけちよう 三宅町 おおあざみかわ 大字三河	かわにしちよおおあざはんだ おおあざ 川西町大字吐田、大字 ゆうぎき 結崎、 みやけちようおおあざんようぶ おおあざ 三宅町大字屏風、大字 とんど 伴堂	約3,130m	地表式	4車線	24m (24~63m)	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

都市計画道路 大和郡山川西三宅線の変更理由書

1. 都市計画道路 大和郡山川西三宅線の概要

(都) 大和郡山川西三宅線は、起点を大和郡山市額田部南町、終点を三宅町大字三河とする、標準幅員24m、延長3.1kmの幹線街路である。

当路線は大和中央道、(都) 国道24号バイパス線及び京奈和自動車道と連結し、県道枚方大和郡山線や第二阪奈有料道路等と一体となって奈良県北部地域の主要幹線道路網を形成する重要な路線である。

当初、昭和50年に都市計画に位置付けられ、昭和52年に基本幅員の変更、平成2年に(都) 国道24号バイパス線までの延伸、平成7年に側道部分の追加を行い、最終平成15年の変更(車線明記のみ)を経て現在に至っている。

2. 都市計画道路 大和郡山川西三宅線の変更の内容

(1) 変更の理由

(都) 大和郡山川西三宅線については、北側の(都) 大和中央道からの交通を受け、磯城郡川西町結崎までは4車線、以南を(都) 川西三宅田原本線と分散するものとし、2車線で計画していたものである。

その後、京奈和自動車道と、その一般部となる(都) 国道24号バイパス線の整備が進められ、また、(都) 大和中央道においても西名阪自動車道とのスマートインターチェンジの整備を進めている。

これらの道路ネットワークの向上により、大和郡山川西三宅線の2車線区間への交通需要の増加が見込まれることから、交通の円滑化をはかるため、今回、この区間を4車線へ変更し、(都) 大和中央道から京奈和自動車道までを4車線で接続するとともに、道路線形の改善を図るものである。

(2) 変更の内容

川西町大字結崎から三宅町大字三河までの約2.1kmについて以下の変更を行う。

- ・最小幅員を14mから24mとする。
- ・車線数を2から4とする。
- ・寺川北側等において、道路線形を改善する。